

あはき、柔整施術所等の広告に関する実態等

■調査対象

- ・都道府県、特別区、保健所設置市

■回答状況

・都道府県	47箇所中	／	44箇所	(回答率：93.6%)
・特別区	23箇所中	／	22箇所	(回答率：95.7%)
・保健所設置市	74箇所中	／	64箇所	(回答率：86.5%)
合計	144箇所中	／	130箇所	(回答率：90.3%)

1. 施術所に関する広告

《使用可能な事項》

- あはき：業務の種類（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう）
- もみりょうじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）、ほねつぎ（又は接骨）
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を示す事項
- 法律に基づく届出をした旨
- 予約に基づく施術の実施
- 休日又は夜間における施術の実施
- 出張による施術の実施
- 駐車設備に関する事項

《使用可能としている事例》

（業務の種類）

- ・はり、きゅう（単体）のイラスト、英語表記

（施術所の名称）

- ・ロゴマーク（効果効能等を表すものは除く）

（電話番号及び所在の場所を示す事項）

- ・FAX番号、電子メールアドレス、ホームページのURL・QRコード
- ・施術所（外観）の写真、地図、最寄り駅からの所要時間

（予約に基づく施術の実施）

- ・FAX、電子メールでの予約を受付けている場合は、その旨とFAX番号、電子メールアドレス、「完全予約制」

（休日又は夜間における施術の実施）

- ・急患の受け入れに関する事項

（駐車設備に関する事項）

- ・駐車場の写真

《主な指導事例》

（業務の種類）

- ・「整体」等のあはき、柔整以外の業務の種類、「東洋医学」、「伝統鍼灸」

（施術所の名称）

- ・看板やホームページの届出と異なる名称の使用、ロゴマーク

（電話番号及び所在の場所を示す事項）

- ・電話番号のルビ
- ・ホームページのURL・QRコード、「LINE始めました」

（予約に基づく施術の実施）

- ・予約による施術のみの場合には、その旨を記載すること、「大好評予約受付中」

（出張による施術の実施）

- ・出張可能な範囲

《都道府県等の要望》

（業務の種類）

- ・「柔道整復」は広告可能とするべき

（施術所の名称）

- ・外観の写真、イラストは広告可能とするべき

（電話番号及び所在の場所を示す事項）

- ・ホームページのURL、電子メールアドレスなどは広告可能とするべき

（休日又は夜間における施術の実施）

- ・急患を受け入れている旨、補助事業による休日施術の実施は広告可能とするべき

（施術所名）

《使用することが出来ない施術所名》

- 単に「〇〇療院」、「〇〇治療所」という、病院又は診療所に紛らわしい名称
- はり科、きゅう科等の「科」の文字を使用することは適当でない
- 流派その他技能経歴等に関連する事項を冠すること

《届出されている主な施術所名 ※上記使用可能な事項以外を使用している名称》

（病院又は診療所に紛らわしい名称）

〇〇治療院、〇〇総合治療院、〇〇治療所、〇〇治療室、〇〇療院、
メディカルマッサージセンター

（企業内、施設内の施術所と思われる名称）

職員サポートセンター、〇〇会社リフレッシュルーム、〇〇サウナ、
〇〇トレーナー室

（施術所の種類が不明な名称）

〇〇施術所、〇〇施術センター

（施術所名だけでは何を行っているか不明な名称）

〇〇堂、〇〇館、〇〇スペース、〇〇ステーション、〇〇道場、〇〇（会社名等）

（あはき、柔整以外の施術所と紛らわしい名称）

リラックス〇〇、〇〇セラピカンパニー、アスレチック〇〇、〇〇漢法治療院、
〇〇気功、〇〇整体施術所、〇〇カイロプラクティック、〇〇スポーツトレーナーズ

（対象者を限定している、施術内容を含んでいる名称）

〇〇女性専門治療院、〇〇レディース、〇〇在宅マッサージ、〇〇訪問マッサージ、
〇〇スポーツマッサージ、〇〇クイックマッサージ、温鍼〇〇、〇〇中国鍼灸、
〇〇美容鍼灸、スポーツメディカル接骨院、骨盤整骨院 等

（効能を含んでいる名称、優良な施術所と思わせる名称）

姿勢改善〇〇、トータルケア整骨院、指圧の神様〇〇治療院、〇〇マジック、たくみ

（あはき、柔整を併設している施術所の名称）

〇〇鍼灸院・〇〇接骨（整骨）院（名称を分け届出）、〇〇鍼灸接骨（整骨）院、
〇〇鍼灸接骨（整骨）治療院、鍼灸マッサージ〇〇接骨（整骨）院、
〇〇接骨（整骨）鍼灸マッサージ院

（その他）

〇〇東洋治療センター、〇〇東洋医学治療院、〇〇もみ治療、〇〇指圧センター、
〇〇手技療法施術所、〇〇物理療院、ほぐし処〇〇、ハリニック〇〇、〇〇三療院、
〇〇整骨院、〇〇整骨サロン、〇〇療整院、〇〇整復院、〇〇整復治療院、〇〇柔整院、
〇〇施療院、ほねつぎ治療センター、〇〇研究所、臨床実習室（学校附属施術所）

《指導事例》

- ・原則、「性」と「業種」を入れるよう指導（特段の理由がある場合、理由書を提出）
- ・病院・診療所名称に紛らわしい名称を使用しないよう指導
- ・施術の種類を明示するよう指導
- ・以下を使用しないよう指導
「医」、「医療」、「リハビリ」、「クリニック」、「メディカル」、「センター」、
「研究」、「美容」、「整体」、「漢方〇〇院」、「リラクゼーション」、
「コンディショニング」、「カイロ」、「〇〇骨盤」、「腰痛」、「訪問」、
「〇〇アスリート」、「〇〇スポーツ」、「レディース専門」、「トータルボディー」、
「介護予防」、「保険診療」、「整骨」 等

《都道府県等の要望》

- ・ 施術所名に関する基準の明確化
（不適事例とその理由、具体的な名称、施術の種類を明記する必要があるか、
外国語表記の使用可否、効果効能を類推する文言の使用可否、部位名等の使用可否、
ロゴマーク等の使用可否、「整骨」の使用可否、民間療法名称の使用可否、
あはき、柔整を併設する場合の名称 等）
- ・ 施術の種類が明確な施術所名とするべき
- ・ 名称以外の広告事項で施術の種類が明確になっていれば、名称は自由でいいのでは
- ・ ○○治療院等については、施術所であると認識されており、使用可能としてはどうか
- ・ 「整骨」という名称は、一般的に認知されており、広告可能事項に追加しても支障はない

2. 施術者等に関する広告

《使用可能な事項》

- あはき：施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 柔 整：柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

《使用不可能な事項》

- 施術者の技能、施術方法又は経歴

《使用可能としている事例》

- ・施術者の顔写真・似顔絵、性別、年齢
- ・資格（英語表記を含む）、院長・副院長等の肩書き
- ・挨拶文（施術内容と関係ない場合に限る）

《主な指導事例》

- ・施術者の顔写真・似顔絵
- ・施術中の写真・イラスト
- ・施術者以外の写真
- ・略歴、所属学会名、得意分野、経験施術数
- ・院長・副院長等の肩書き
- ・あはき、柔整以外の保有資格
- ・挨拶文
- ・施術者の技能、効果効能 等
- ・性別を強調する記載
- ・「〇〇で最先端の技術を習得」

《都道府県等の要望》

- ・基準の明確化
（写真・イラストの使用可否、保有資格（あはき・柔整）の使用可否、あはき・柔整以外の資格の使用可否、＜施術者ではない開設者の氏名等の使用可否＞、あはき・柔整以外の施術所におけるあはき・柔整資格の使用可否）
- ・以下は広告可能とするべき
写真・イラスト（施術中を含む）、年齢、性別
経歴（学校名、業務経験）、得意分野、あはき・柔整以外の保有資格
所属している学会や団体名
資格者の勤務時間
誘因性のない挨拶文、施術所の理念など
自治体の災害時協力柔整師等である旨

3. 施術日、施術時間に関する広告

《使用可能な事項》

- 施術日又は施術時間

《使用可能としている事例》

- ・受付時間、年中無休、予約優先、施術曜日、休日、治療中、待ち時間

《主な指導事例》

- ・診察日、診療日、診察時間、診療時間、休診日、診療中、初診、往診
- ・施術に要する時間、施術回数

《都道府県等の要望》

- ・基準の明確化
（「診療、診察」、「治療」という文言の使用可否）
- ・治療という文言は広告可能とするべき
- ・診療、診察等の医療機関と勘違いされるような広告はできないことを明記するべき

4. 保険の取扱い等に関する広告

《使用可能な事項》

○医療保険療養費支給申請ができる旨

（あはき：申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）

（柔 整：脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）

《主な指導事例》

- ・ 各種保険取扱、各種保険適用、保険対応、保険証使えます、労災保険取扱、生活保護取扱、自賠責保険取扱、母子乳幼児医療費助成、心身障害者医療費助成
- ・ 医師の同意が必要な旨が未記載や文字が極端に小さい
- ・ 保険証更新ポスター

《都道府県等の要望》

- ・ 基準の明確化
（各種保険取扱等の使用可否、イラスト等の使用可否、あはき、柔整を併設する施術所の医師の同意についての記載例）
- ・ 以下は広告可能とするべき
取り扱える保険の種類、名称
各種保険等を取り扱っている旨
保険証更新ポスター
- ・ 医師の同意が必要な旨の明示は不要ではないか
（看板等に明示しても文字が小さくなり効果がない）
- ・ どんな症状でも保険適用になると誤認を与えないよう、保険適用となる適応症を記載することを義務化するべき
- ・ 保険が使える条件を併記することを義務化するべき
- ・ 不正請求につながる可能性があるため、具体的な広告可能事例やなどを示して欲しい

5. 適応症、効果・効能等に関する広告

《使用可能な事項》

○適応症、効果・効能等は広告不可

《主な指導事例》

(適応症等)

- ・肩こり、腰痛、骨折、脱臼、打撲、捻挫
- ・スポーツ障害、自律神経の調整、更年期障害、花粉症、便秘、顔のゆがみ、不眠、ダイエット、骨盤矯正、巻き爪
- ・適応症（痛みなど）を示唆するイラスト、身体の部位（肩、腰等）のイラスト

(効果、効能等)

- ・〇〇の治療、〇〇の改善、〇〇の緩和、〇〇の予防
- ・後遺症が残らない
- ・自然治癒力を引き出します、身体機能を向上させる
- ・ビフォー・アフターなどの写真・イラスト

(施術内容)

- ・施術の方法の表示や解説、〇〇療法、〇〇治療
- ・施術の流れ
- ・マッサージ施術所以外での「マッサージ」の使用

(施術対象)

- ・交通事故専門、腰痛専門
- ・高齢者・身体障害者が対象
- ・プロ選手から一般の方まで

《都道府県等の要望》

- ・基準の明確化
（骨折・腰痛等の写真・イラストの使用可否）
- ・基準を明確にしたうえで、適応症、効果・効能等は広告可能とするべき
（必ず効果がある等は除く）
- ・各業種の説明（例：鍼灸とはどういうものか）などは広告可能とするべき
- ・得意分野については広告可能とするべき
- ・利用者の不安を緩和するため、手技、施術の流れは広告可能とするべき
- ・患者の状況に寄っても異なり、誇大広告につながる可能性もあるため、効果・効能は認めるべきではない

6. 料金に関する広告

《使用可能な事項》

- 料金は広告不可

《主な指導事例》

- ・ 料金表の掲示
- ・ ○回○円、○分○円
- ・ 自己負担0円、初回無料、無料体験、○○記念 ○○円→○○円（○%オフ）
- ・ 学生○○円引、交通事故無料、限定○名○円引、チラシ持参で○円引、ワンコイン
- ・ 割引クーポン等の配布、粗品プレゼント、抽選で○○が当たる

《都道府県等の要望》

- ・ 基準の明確化
- ・ 以下は広告可能とするべき
 - 施術料金（又は基本的な施術料金）
 - 自費施術の料金表（自費であることを明記したうえで）
 - 出張の料金
 - 予約の場合のキャンセル料
- ・ 料金無料などは、広告を認めるべきではない

7. その他の広告

《使用可能な事項》

- その他の広告不可事項はない

《主な指導事例》

(設備に関する事項)

- ・○○機械導入
- ・個室○室完備
- ・ゆったりした待合室、きれいな院内
- ・施術所内、機械等の写真

(キャッチフレーズ等)

- ・キャッチフレーズ、患者の体験談、他施術所からのコメント

(例) どこへ行っても治らなかった方、あきらめないで当院へお越し下さい、
本当に良くなりたと思っています方、何とかして見せます、自信があります、
治ります、根本治療、○○を解決します、○○に効きます、
理想の体重に、元気・健康にします、悩みや希望を解決します、
たった1回で効果を実感、○%の人が効果を実感、改善率○%以上、
あなたの痛みに本気です、痛みの原因探します
○○にも掲載された、口コミサイトで1位を獲得、
全国優良○○院、顧客満足度NO1
安心安全、確かな技術
最新機器による最先端施術
ポキポキ鳴らさない、負担をかけずにピンポイントで矯正
痛みのない骨盤矯正で骨の歪みをとっていきます
痛くない独自の整体術で驚きの効果
症状に合わせた治療
からだにやさしい、おだやかな手技療法
一人一人に最善の施術
○○病院の診察券を買い取ります
ベビーカーのまま入れます、お子様連れでもお気軽にご来院下さい、
キッズルーム有り

(利用者の利便性等に関する事項)

- ・カード払可能

(その他)

- ・あはき・柔整以外の施術に関する広告
- ・出版している本等の広告
- ・お天気情報
- ・年間利用者数
- ・企業名
- ・地域住民へのお礼文

《都道府県等の要望》

- ・基準の明確化

(診察券の使用可否、写真・イラスト・背景デザイン等の使用可否)

- ・バリアフリー、カード支払可能など利用者の利便性に関するものは広告可能とするべき

あはき、柔整以外の施術所に関する広告

《使用可能な事項》

○あはき、柔整以外の施術所の広告に関して規制しているものはない。

《主な指導事例》

- ・有資格者と誤解される広告
「マッサージ」、「〇〇マッサージ」、「指圧」、「国家資格保有者」、
「〇〇整骨院」、「鍼灸を行っている」 など
- ・病院、診療所と誤解される広告、医行為に関する広告
「治療センター」、「〇〇リハビリセンター」、「治療」、「初診」、
「レーザー脱毛」、「入れ墨」など
- ・疾病名、効果効能に関する広告
- ・あはき、柔整施術所の広告との明確な区分

《都道府県等の要望》

- ・実際に認められない効果や症状名など自由に広告しているところが多くあり、あはき、柔整の施術所と同様の規制が必要

1. 施術所名

《あはき》

●あはき施術所として届出されている施術所名

※はり院、きゅう院などのあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう以外の名称（もみりようじ、やいと、えつを含む）を施術所名として使っている施術所があれば、その施術所名を記載願います。

●あはき施術所名に関して指導を行った施術所名

※29年4月～9月に施術所名に関して指導した事例を記載願います。

（過去に指導した事例もあれば記載願います。）

●広告ガイドライン検討にあたり、あはき施術所名についての要望

※あはき施術所名についての要望があれば記載願います。

《柔 整》

●柔整施術所として届出されている施術所名

※接骨院以外の名称を施術所名として使っている施術所があれば、その施術所名を記載願います。

●柔整施術所名に関して指導を行った施術所名

※29年4月～9月に施術所名に関して指導した事例を記載願います。

（過去に指導した事例もあれば記載願います。）

●広告ガイドライン検討にあたり、柔整施術所名についての要望

※柔整施術所名についての要望があれば記載願います。

2. 施術所に関する広告

《共通》

● 施術所に関する広告内容

※電話番号、所在の場所などの施術所に関する広告について、法律、告示に規定する事項に含まれるとしているものがあれば、その広告内容を記載願います。

● 施術所に関する広告について指導を行った広告内容

※29年4月～9月に施術所に関する広告について指導した事例を記載願います。

(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

● 広告ガイドライン検討にあたり、施術所に関する広告についての要望

※施術所に関する広告についての要望があれば記載願います。

3. 施術者に関する広告

《共通》

● 施術者に関する広告内容

※施術者の氏名などの施術者に関する広告について、法律、告示に規定する事項に含まれるとしているものがあれば、その広告内容を記載願います。

● 施術者に関する広告について指導を行った広告内容

※29年4月～9月に施術者に関する広告について指導した事例を記載願います。

(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

● 広告ガイドライン検討にあたり、施術者に関する広告についての要望

※施術者に関する広告についての要望があれば記載願います。

4. 施術日、施術時間等（予約や休日・夜間に関する広告を含む）に関する広告

《共通》

● 施術日、施術時間等の広告内容

※ 施術日や施術時間等の広告について、法律、告示に規定する事項に含まれるとしているものがあれば、その広告内容を記載願います。

● 施術日、施術時間等に関する広告について指導を行った広告内容

※ 29年4月～9月に施術日、施術時間等の広告について指導した事例を記載願います。

(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

● 広告ガイドライン検討にあたり、施術日、施術時間等に関する広告についての要望

※ 施術日や施術時間等の広告についての要望があれば記載願います。

5. 保険の取扱い等に関する広告

《共通》

● 保険の取扱い等に関する広告について指導を行った広告内容

※ 29年4月～9月に保険の取扱い等に関する広告について指導した事例を記載願います。

(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

● 広告ガイドライン検討にあたり、保険の取扱い等に関する広告についての要望

※ 保険の取扱い等に関する広告についての要望があれば記載願います。

6. 適応症等に関する広告

《共通》

● 適応症等に関する広告について指導を行った広告内容

※29年4月～9月に適応症等に関する広告について指導した事例を記載願います。

(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

--

● 広告ガイドライン検討にあたり、適応症等に関する関についての要望

※適応症等に関する広告についての要望があれば記載願います。

--

7. 効果・効能等に関する広告

《共通》

● 効果・効能等に関する広告について指導を行った広告内容

※29年4月～9月に効果・効能等に関する広告について指導した事例を記載願います。

(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

--

● 広告ガイドライン検討にあたり、効果・効能等に関する広告についての要望

※効果・効能等に関する広告についての要望があれば記載願います。

--

8. 料金に関する広告

《共通》

●料金に関する広告について指導を行った広告内容

※29年4月～9月に料金に関する広告について指導した事例を記載願います。

(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

●広告ガイドライン作成にあたり、料金に関する広告についての要望

※料金に関する広告についての要望があれば記載願います。

9. その他の広告

《共通》

●その他の広告について指導を行った広告内容

※29年4月～9月にその他の広告について指導した事例を記載願います。

(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

●広告ガイドライン作成にあたり、その他の広告についての要望

※その他の広告についての要望があれば記載願います。

10. 他施術所と併設

《有資格施術所の併設》

- あはき施術所と柔整施術所が併設されている場合の届出されている施術所名
※鍼灸院、接骨院とそれぞれ届出されているものではなく、鍼灸接骨院など併設されていることがわかる施術所名を届け出ているものがあれば、その施術所名を記載願います。

- 広告ガイドライン検討にあたり、併設された有資格施術所の広告についての要望
※あはき施術所と柔整施術所が併設されている場合の広告についての要望があれば記載願います。

《有資格施術所と資格を有しない（無資格）施術所の併設》

- 無資格施術所を併設している場合、あはき施術所、柔整施術所の届出を受理しているか
 - 受理している
 - 営業時間が違う等明確に区別できる場合のみ受理している
 - 受理していない
 - その他（ ）

- あはき施術所、柔整施術所と無資格施術所が併設されている場合の届出されている施術所名
※接骨整体院など無資格施術所と併設されていることがわかる施術署名を届け出ているものがあれば、その施術所名を記載願います。

- 有資格施術所と無資格施術所が併設されている場合の広告について指導を行った内容
※29年4月～9月に広告について指導した事例を記載願います。
(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

- 広告ガイドライン検討にあたり、併設された資格を有しない施術所の広告についての要望
※あはき施術所、柔整施術所と無資格施術所が併設されている場合の広告についての要望があれば記載願います。

11. その他

● その他、広告に関する要望等

※あはき、柔整に関する広告について要望等があれば記載願います。

12. 無資格施術所の広告について

● 無資格施術所の広告に対する指導件数

※4月～9月の無資格施術所の広告についての指導件数を記載願います。

 件

● 無資格施術所の広告に対する指導内容

※4月～9月の無資格施術所の広告についての指導した事例を記載願います。

(過去に指導した事例もあれば記載願います。)

● 無資格施術所の広告についての要望